

柔道整復師 整骨院 接骨院 で 健康保険が使える範囲は 限られています

疲れを癒したり、
体調を整えたりするための
マッサージとして、
整骨院・接骨院に
かかっていませんか？

整骨院・接骨院の看板に「保険取扱い」と書いてありますが、
これは「健康保険でかけられる負傷のみ健康保険扱いします」という意味で、
肩こりや筋肉痛、腰痛のマッサージなどは健康保険は使えません。
「健康保険が使えますよ」と説明を受けて施術を受けたとしても、後になって健康保険の適用が認められなければ、
全額自己負担となり、費用を請求されることもあるので、ご注意ください。

健康保険が 使えないとき **NG** ← 全額自己負担

日常生活や老化からくる慢性的
な肩こり、腰痛



スポーツによる筋肉疲労、
筋肉痛



医師が治療すべき疾患（椎間板
ヘルニア、リウマチ、五十肩、神
経痛、関節炎など）



施術の患部とは異なる患部へ
の「ついでマッサージ」



過去の負傷の後遺症



症状の改善がみられない長期
にわたる施術



※お子さんが、学校の先生やクラブの指導者からすすめられても、学校やクラブ活動での筋肉疲労や筋肉痛などは、健康保険が適用されず、全額自己負担となります。

健康保険が 使えるとき **OK** ← 一部自己負担

●急性で外傷性の……

打撲 捻挫 肉離れ の治療

長期間通っても回復しなければ、
他の傷病も疑われるため、
整形外科で診てもらう

骨折 ひび 脱臼 の治療

応急処置のケースを除き、
医師の同意書が必要です

柔道整復師にかかるときの注意事項

1 ケガの原因を正しく伝える

ケガの原因が工作中などで労働災害に該当する場合は、健康保険からの保険給付は行われません。交通事故など第三者の行為によるケガの場合で健康保険を使われたときは、必ず健保組合へ届出てください。



2 医療機関(病院・診療所など)との重複受診はしない

同じケガで同時期に整骨院・接骨院と医療機関(整形外科等)で治療を受けた場合は、原則として柔道整復師の施術料は、全額自己負担となります。



3 領収書は必ず受け取る

健康保険を使った場合は、後日整骨院・接骨院から保険請求があったものをお知らせする「医療費のお知らせ」をお送りします。金額や内容に間違いがないかを確認してください。※領収書は無料です。



4 「療養費支給申請書」の内容を確認してから署名を

「療養費支給申請書」は、施術を受けた受診者に代わって、保険適用分の費用を健保組合に請求を委任する委任状になっています。

ケガの原因・ケガの名前・施術を行った日・施術内容・施術回数・健康保険対象金額(自己負担額を差し引いたもの)を必ず確認して、自署(サイン)か押印をしてください。



5 施術が長引く場合は医師の診察を受ける

内科的な原因も考えられますので、医師の診察を受けるようにしましょう。



医療費の適正化にご協力をお願いします

柔道整復師の請求の中には、健康保険の対象とならない施術の請求や架空請求、水増し請求といった不適切な請求が残念ながら一部見受けられます。みなさま一人一人が健康保険の使える範囲を正しく理解し、適切に受診されることが医療費の適正化につながります。

みなさまに納めていただいた保険料を適正に使用するために、施術内容等を確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。